

○国有財産法及び国家公務員宿舎法に相互に関連する事務手続きの取扱いについて

〔昭和39年12月23日  
蔵国有第1415号〕

改正 昭和40年 5月 1日蔵国有第 864号  
同 41年 3月28日同 第 901号  
同 43年12月 2日蔵理第 2793号  
同 46年10月20日同 第 4554号  
同 49年 7月 8日同 第 2795号  
同 61年 2月15日同 第 438号  
平成 元年 4月 1日同 第 1668号  
同 5年12月28日同 第 5037号  
同 13年 3月30日財理第 1336号  
同 19年 1月22日同 第244-2号  
同 25年 4月 1日同 第 1627号  
令和 元年 7月 5日同 第 2378号  
同 3年 3月19日同 第 951号

大蔵省国有財産局長から各財務局長宛

標記のことについて、別紙のとおり各省各庁官房長あて通知したから、これにかかる事務の取扱いについては、下記の点に留意し、遺憾のないよう処理されたい。

なお、本件事務処理に伴う、国有財産総括事務処理規則（昭和29年大蔵省訓令第5号）の取扱いは、別添のとおりとなるから、念のため申し添える。

記

1 決裁の方法

- (1) 別紙通達1の(1)のただし書の場合において、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。）第4条第1項の規定により財務大臣が宿舎を設置する場合は、宿舎担当課で起案のうえ、総括担当課に合議決裁する。
- (2) 別紙通達1の(1)のただし書の場合において、宿舎法第4条第2項第2号の規定により各省各庁の長が宿舎を設置する場合は、総括担当課で起案のうえ、宿舎担当課に合議決裁する。
- (3) 別紙通達2の(1)の場合において、国家公務員宿舎事務取扱準則（昭和34年大蔵省訓令第6号）第6条の規定により財務局長等（財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が処理する場合は、宿舎担当課で起案し、総括担当課に合議（財務省所管普通財産の所管換の場合には、普通財産担当課、総

括担当課の順で合議) 決裁する。

- (4) 別紙通達3の(1)及び(3)の場合においては、宿舍担当課で起案し、総括担当課に合議決裁する。

ただし、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第3条に基づき当該宿舍を引き継ぐ場合には、総括担当課で起案し、宿舍担当課に合議決裁する。

## 2 回答の形式

宿舍事務及び総括事務については、これをまとめて回答することとし、形式はできるだけ簡略化すること。

## 3 審査等

- (1) 別紙通達は、合議決裁の方法により国有財産法(昭和23年法律第73号)及び宿舍法に関する事務を行うものであるから、関係各課は常に連絡を密にし、意見の調整を充分に行うものとする。

- (2) 各省各庁の部局等の長に対する回答等は、起案課で保管する。

(注) 財務省所管普通財産を所管換する場合において、別紙通達2の(2)の口のaに係る協議について、財務事務所長等が、国有財産法第12条の同意をする場合は、「宿舍の設置計画の決定がある場合に限り同意する」旨の条件を附するものとする。

(別 添)

「国有財産法及び国家公務員宿舍法に相互に関連する事務手続の取扱いについて」(通達)に伴う国有財産総括事務処理規則の取扱いについて

- 1 宿舍を建設又は購入の方法により設置する場合で、各省各庁の長が国家公務員宿舍法(昭和24年法律第117号。以下「宿舍法」という。)第8条の2第1項の規定に基づき、宿舍設置に関する要求をするとき、国有財産法(昭和23年法律第73号)第14条第1号又は第5号の規定に基づく協議を併せて行うものについては、国有財産総括事務処理規則(昭和29年大蔵省訓令第5号。以下「規則」という。)第22条第1項の規定にかかわらず、大臣間の協議として処理することとなる。
- 2 宿舍を建設又は購入の方法により設置する場合で、宿舍法第8条の2第1項の規定に基づく宿舍の設置計画の要求と国有財産法第14条第1号又は第5号の規定に基づく協議をあわせて行うことができなかつたもののうち、宿舍法第4条第1項の規定に基づき財務大臣が宿舍を設置するものについては、国有財産法第14条第1号又は第5号の規定に基づく協議は、規則第22条第1項及び第2項の規定にかかわらず、財務局長等がすべてその処理を行うこととなる。
- 3 宿舍を転用、交換又は寄附の方法により設置する場合で、各省各庁の長が、宿舍法第8条の2第3項の規定に基づき宿舍の設置計画の変更を要求する際に、国有財産法第12条又は第14条第1号、第2号、第3号若しくは第4号の規定に基づく協議を併せて行うものについては、規則第22条第2項の規定にかかわらず、財務局長等がその処理を行うこととなる。

- 4 宿舍を建替えのため用途廃止しようとする場合において、各省各庁の長が国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第5条第2項に基づく行政財産の用途廃止の通知をするときは、規則第19条の2の規定にかかわらず、財務大臣がこれを受けて処理することとなる。

## 別紙

国有財産法及び国家公務員宿舎法に相互に関連する事務手続の取扱いについて

（昭和39年12月23日）  
蔵国有第1415号

大蔵省国有財産局長から各省各庁官房長宛

標記のことについて、下記のとおり取り扱うこととされたから、命により通知する。

なお、国家公務員宿舎を当該宿舎以外の行政財産とともに一括して、転用し、交換し、又は寄附をうけようとする場合の取扱いについては、別途通知する。

## 記

- 1 宿舎（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号以下「宿舎法」という。）第2条第3号に規定する宿舎をいう。以下同じ。）を建設又は購入の方法で設置する場合
- (1) 宿舎法第4条第1項又は同条第2項第2号の規定により宿舎を建設又は購入の方法で設置する場合（売払い及び購入の形式をとる建築交換により設置する場合を除く。）で、国有財産法（昭和23年法律第73号）第14条第1号又は第5号の規定による協議（以下「取得等の協議」という。）を要するものについては、宿舎法第8条の2第1項の規定により宿舎設置に関する要求をする際に、別紙第1号様式による協議書（以下この項において「協議書」という。）を併せて提出し「取得等の協議を併せて行う」旨を明らかにすることにより、同時に取得等の協議を行うものとする。
- ただし、宿舎設置に関する要求をする際に、協議書を併せて提出できないため、取得等の協議を併せて行うことができないものについては、一般の例により、別に取得等の協議を行うものとする。このうち、宿舎法第4条第1項の規定に基づき財務大臣が設置するものについての取得等の協議は、当分の間財務局長等（財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。
- (注) 宿舎の建設又は購入に係る取得等について、財務大臣との協議を要しないものは、次に掲げるとおりであって（国有財産法施行令第11条第1号及び第1号の2参照）、この範囲のものについては、宿舎設置に関する要求をする際に、協議書を併せて提出することを要しない。

区分	取得等の方法	協議を要しない範囲
土地	購入	面積が1,500平方メートルをこえないもの
建物	新築、増築又は購入	延べ面積が600平方メートルをこえないもの
	移築又は改築	延べ面積が1,000平方メートルをこえないもの

(2) 宿舍法第8条の2第3項の規定により設置計画を変更する場合で取得等の協議を要するものについても、(1)に準じて取り扱うものとする。

なお、当該設置計画の変更により宿舍の建設又は購入をあらたに決定しようとする場合及び当該設置計画の変更に係る内容が当初の設置計画で設置を決定した宿舍についてその所在地の変更又は数量若しくは価格につき2割をこえる増減がある場合を除いては、あらためて取得等の協議を行うことを要しないものとする。

2 宿舍を転用、交換（建築交換を除く。以下同じ。）又は寄附の方法で設置する場合

(1) 転用、交換又は寄附の方法で宿舍法第8条の2第3項の規定に基づく設置計画の変更を行う場合で、国有財産法第12条又は第14条第1号、第2号、第3号若しくは第4号の規定による協議（以下「所管換等の協議」という。）を要するものについては、設置計画の変更要求をする際に(2)に定める書類を併せて提出し「所管換等の協議を併せて行う」旨を明らかにすることにより、同時に所管換等の協議をも行うものとする。

(注) 1 交換又は寄附による設置については、すべて国有財産法第14条に基づく財務大臣（又は財務局長等）との協議が必要である。

(注) 2 転用のうち、所管換による設置について国有財産法第12条に基づく財務大臣との協議を要しないもの（国有財産法施行令第7条の2参照）及び所属替又は種別替若しくは用途変更による設置について国有財産法第14条に基づく財務大臣との協議を要しないもの（国有財産法施行令第11条第1号の2参照）は、次に掲げるとおりであって、この範囲のものについては、(2)に定める書類を併せて提出することを要しない。

イ 転用のうち所管換による設置について、国有財産法第12条に基づく財務大臣との協議を要しないもの

区 分	協議を要しない範囲
土 地	面積が1,500平方メートルをこえないもの
建 物	延べ面積が600平方メートルをこえないもの
土地及び建物以外のもの	各区分ごとに見積価格が3,000万円をこえないもの

- ロ 転用のうち所属替又は種別替若しくは用途変更による設置について、国有財産法第14条に基づく財務大臣との協議を要しないもの

区 分	協議を要しない範囲
土 地	面積が2,000平方メートルをこえないもの
建 物	延べ面積が1,000平方メートルをこえないもの
土地及び建物以外のもの	各区分ごとに見積価格が3,000万円をこえないもの

- (2)イ 所管換等の協議をしようとする場合には、設置計画の変更要求に別紙第2号様式の1、2又は3による協議書を併せて提出するものとする。

- ロ 財務省所管普通財産の所管換をうけて宿舍を設置しようとする場合には、上記協議書を併せて提出するほか、次のように取り扱うものとする。

- a 当該財産が財務事務所等直轄区域内に所在する場合において、次の表に掲げる範囲以下のものであるときは、財務事務所長等（普通財産所管大臣）に国有財産法第12条の規定に基づく協議を行い、当該協議に対する同意書を併せて提出する。

区 分	財 産 の 範 囲
土 地	面積が100,000平方メートル
建 物	延べ面積が15,000平方メートル
土地及び建物以外のもの	各区分ごとに見積価格が1億円

### 3 宿舍廃止の協議

- (1) 用途廃止により宿舍を廃止する場合（(2)の場合を除く。）においては、別紙第3号様式による調書を提出することにより、宿舍法第13条の2第1号に規定する宿舍廃止の協議（以下「宿舍廃止の協議」という。）及び国有財産法施行令第3条第1項又は第5条第2項に規定する通知を併せて行うものとする。
- (2) 宿舍の建替えのため、用途廃止により宿舍を廃止する場合においては、宿舍法第8条の2第1項の規定により宿舍設置に関する要求をする際に、別紙第3号様式による調書を提出することにより、宿舍廃止の協議及び国有財産法施行令第5条第2項に規定する通知を併せて行うものとする。この場合において宿舍法第8条の2第1項に基づく宿舍の設置計画の決定があったときは、宿舍廃止の協議は整ったものとする。
- (3) 所属替、種別替又は用途変更により宿舍を廃止する場合においては、別紙第2号様式の1及び別紙第3号様式による協議書及び調書を提出することにより宿舍廃

止の協議及び国有財産法第14条第2号、第3号又は第4号に規定する協議を併せて行うものとする。

#### 4 宿舍の滅失損傷等の報告

宿舍が滅失し又は著しく損傷し若しくは汚損した場合において、国有財産法施行令第19条に基づく滅失き損の通知を要する場合は、国家公務員宿舍法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）第30条に規定する宿舍の滅失損傷等の報告を行う際に、当該滅失き損の通知を併せて行うものとする。

（注） 宿舍が滅失又はき損した場合において、当該財産の損害見積価額が500万円をこえないものについては、国有財産法施行令第19条に基づく滅失又はき損の通知を要しない。

#### 5 書面等の作成・提出等の方法

##### （1） 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

##### （2） 電子メール等による提出等

イ 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。

ロ 上記イの方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

取得等の方法								
省庁名		部局名				官署名		
相手方	氏名（名称）							
	住所（所在地）							
取得財産	所在地							
	区分数量	土地	平方メートル	建物	棟数	階数	戸数	建面積 延べ面積
	地目			構造	規格			
予算額及び経費の支出科目								
その他参考事項								

作成要領

- 1 この協議書には、次の区分に従い、図面その他の書類を添付するものとする。なお、相手方が、公共団体であるときは、当該公共団体の議決機関の議決書の写をあわせて添付するものとする。
  - (1) 新築、増築、移築、改築の場合・・・案内図、配置図
  - (2) 購入の場合・・・案内図、利用計画図、公図、評価調書（評価調書が添付できない場合は、購入予定価額及びその算出根拠）
- 2 取得等の方法欄には、購入、新築、増築、移築、改築の別を記入するものとする。
- 3 建物の新築、増築、移築、改築のみの場合は、土地欄に敷地（宿舍敷地に供する一団地とする。）の数量を（ ）で記入し、地目欄には、その所有又は所管の区別及び民有、他省庁所管（他部局所属）の土地又は宿舍敷地以外の土地の場合にあっては、今後とるべき措置を記入するものとする。
- 4 宿舍を建設しようとする場所又は購入しようとする土地が都市計画法又は建築基準法により建築について制限が設けられている地域等に編入されている場合は、その内容をその他参考事項欄に記入する。

第2号様式の1

宿 舎 } 所 管 換  
所 属 属  
種 別 替  
用 途 変 更 協 議 書

省庁名

部局名

台帳記載事項等	所在地							
	土地	数量			価格			
	建物	棟数	階数	建面積 延べ面積	価格	構造	規格	収容予定戸数
	その他							
利用計画								
事由							現在の用途	
その他参考事項								

作成要領

- 1 この協議書には、案内図、配置図、利用計画図及び実測図、所管換にあつては当該財産を所管する各省各庁の長の同意書を添付するものとする。
- 2 利用計画欄には、使用官署名、今後設置する予定の宿舍の棟数、戸数、数量等将来の計画を記入するものとする。
- 3 所属替、種別替又は用途指定により宿舍を廃止する場合に添付するときは、利用計画欄は2によらず、庁舎としての利用計画を記入するものとする。
- 4 立木竹、工作物等がある場合には、その他欄にその数量、価格等を記入するものとする。
- 5 所属替の場合には、相手方部局名を現在の用途欄に併せて記入するものとする。
- 6 所管換、所属替、種別替又は用途変更後、整地、模様替等を必要とするため、経費の支出を予定しているものについては、その内容をその他参考事項欄に記入するものとする。
- 7 2口座（2団地）以上の土地、2棟以上の建物を同時に所管換を受け又は所属替、種別替若しくは用途変更をする場合は、各欄にはその合計を記入し、それぞれの明細を欄外又は別添として記載するものとする。



第2号様式の2

宿 舎 取 得 ( 交 換 ) 協 議 書

省庁名

部局名

受財産（評価時点）					渡財産（評価時点）						
所 在 地	区 分	数 量	価 格	利 用 計 画	所 在 地	現 在 の 用 途	区 分	数 量	台 帳 価 格	評 価 格	相 手 方 の 利 用 計 画
	土地						土地				
	建物						建物				
	その他						その他				
土地の地目		建物の棟数、階数 戸数、構造、規格			建物の棟数、 階数、構造						
交換により取得しようとする事由											
相手方の氏名(名称) 住所(所在)											
交換差金のある場合と るべき措置											
そ の 他 参 考 事 項											

作成要領

- 1 この協議書には、相手方の承諾書並びに交換財産の案内図、配置図、利用計画図、実測図、公図、評価調書、契約書（案）及び登記簿謄本の写を添付するものとする。このほか、相手方が公共団体の場合には、その議決機関の議決書の写、法令の規定により許可、認可を必要とする場合又はその他の定めにより手続を要するものであるときは、許可、認可書その他の手続を経たことを証する書類の写をそれぞれ添付するものとする。
- 2 受財産の利用計画欄には、使用官署名、今後設置する予定の宿舍の棟数、戸数、数量等将来の計画を記入するものとする。
- 3 渡財産の数量が台帳上と実測上とで相違する場合には、数量欄に台帳数量を（ ）で実測数量に併記するものとする。
- 4 立木竹、工作物等がある場合には、その他欄に、その数量、価格等の明細を記入するものとする。
- 5 交換受財産について整地、模様替等を必要とするため経費の支出を予定している場合及び交換受財産の土地について都市計画法又は建築基準法により建築について制限が設けられている地域等に編入されている場合は、その内容をその他参考事項欄に記入するものとする。
- 6 2口座（2団地）以上の土地、2棟以上の建物が対象となっている場合は、各欄にはその合計を記入し、それぞれの明細を欄外又は別添として記載するものとする。

第2号様式の3

宿 舎 取 得 ( 寄 附 ) 協 議 書

省庁名

部局名

財 産 の 所 在 地						
土 地	地 目	数 量	価 格	現 況		
建 物	棟 数	階 数	建面積 延べ面積	価 格	構 造	
そ の 他						
利 用 計 画						
寄附をうけようとする理由						
相手方の住所（名称） 住所（所在）						
そ の 他 参 考 事 項						

作成要領

- 1 この協議書には、相手方の願書並びに案内図、配置図、利用計画図、実測図、公図、評価調書、契約書案及び登記簿謄本の写を添付する。相手方が公共団体の場合は、その議決機関の議決書の写、総務省の承認を要する場合はその承諾書の写、法令の規定により許認可を要する場合又はその他の定めにより手続を要するものである場合は、許認可その他の手続を経たことを証する書類の写をそれぞれ添付するものとする。
- 2 利用計画欄には、使用官署名、今後設置する予定の宿舍の棟数、戸数、数量を記入するものとする。
- 3 立木竹、工作物等がある場合は、その他欄にその数量、価格等の明細を記入するものとする。
- 4 寄附受納後整地、模様替等を必要とするため経費の支出を予定している場合及び寄附受納財産の土地が都市計画法又は建築基準法により建築について制限が設けられている地域に編入されている場合は、その他参考事項欄にその内容を記入するものとする。
- 5 2口座（2団地）以上の土地、2棟以上の建物を同時に受けようとする場合は、各欄にはその合計を記入し、それぞれの明細を欄外又は別添として記載するものとする。

宿 舎 廃 止 に 関 す る 調 書

〇 〇 省

官 署 名	宿 舎 の 所 在 地	宿 舎 の 種 類	家屋又は家屋の部分				土地		工作物		宿 舎 用 途 廃 止 の 理 由	貸 与 し て い る 職 員 の 官 職 ( 級 )	引 継 の 適 否	備 考
			構 造	戸 数	面 積	台 帳 価 格	面 積	台 帳 価 格	種 目	台 帳 価 格				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

作成要領

- 1 引継の適否欄には、国有財産法施行令第3条に規定する引継財産又は同施行令第5条に規定する引継不相当財産の区別を記載する。
- 2 備考欄には、その他参考となる事項を記載する。
- 3 本表には、関係書類及び必要図面を添付する。